

3 eTAX または光ディスク等による給与支払報告書の提出について

(1) eTAXまたは光ディスク等による提出時のお願い

- ① 必ず、最新の様式で作成してください。(必要に応じて税務ソフトのバージョンアップを実施してください。)
- ② なるべく早めの提出にご協力ください。(データの不備により、再提出をお願いする場合があります。)
- ③ 普通徴収の方については、「普通徴収」を必ず選択し、また、「摘要」欄に該当する普通徴収申請理由の略号(A~G:普通徴収申請書参照)を入力してください。
- ④ 重複して紙での提出はしないでください。
- ⑤ eTAXで個人別明細書に訂正・追加・取消があった方のデータを送信する場合は、対象者の分のみのデータを追加・訂正・取消表示をして送信してください。

○はじめにeTAXを利用される方は、利用届出(新規)の手続きが必要です。

詳しくは下記にてご確認ください。

eTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eTAXヘルプデスク 電話番号 0570-081459 (つながらない場合 03-5521-0019)

受付時間 9時~17時 (土曜日、日曜日、休祝日、年末年始12/29~1/3を除く)

○光ディスク等での提出につきましては、本市ホームページをご確認いただくか、市民税課までお問い合わせください。

簡単便利なeTAX
での提出が
おすすめです。



(2) 特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)の電子データの提供について

本市では、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)の電子データの提供を行っております。また、令和6年度からは、給与支払報告書をeTAXで提出された事業所で希望する事業所に対して特別徴収税額決定・変更通知書(納税義務者用)の電子データでの提供も行います。

eTAXで給与支払報告書を提出される際に、特別徴収義務者用・納税義務者用のそれぞれについて希望する受け取り方法を、以下の選択肢から選択してください。

○特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

① 正本の電子データをeTAXで受け取る(正本のみ)

② 正本の書面を郵送で受け取る(正本のみ)

※令和3年度の税制改正により、令和6年度から、副本の電子データの提供は廃止になります。

○特別徴収税額決定・変更通知書(納税義務者用)

① 電子データをeTAXで受け取る

② 書面を郵送で受け取る

※①を選択される場合は、給与支払報告書提出の際や、普通徴収から特別徴収への変更を行う際等に必ず、「受給者番号」(半角英数)を記載するようお願いいたします。

※受給者番号の不備等により、電子データの提供ができない場合、書面での受け取りとなります。

あらかじめご了承ください。

(3) eTAXまたは光ディスク等による提出義務基準について

前々年に税務署に提出した「給与所得の源泉徴収票」が「100枚以上」の場合は、「給与支払報告書」をeTAX又は光ディスク等により提出する必要があります。

なお、提出義務の判定は、提出義務者ごとに行います。例えば、支店等が個別に源泉徴収票を提出している場合は、それぞれの支店等ごとに判定します。

